

平成27年6月26日

大阪府内における受信料の公平負担への取り組みと 未契約世帯に対する民事訴訟の大阪府内初の司法判断について

NHKは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意、説明を行っています。それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を、すでに東京その他の地域で提起しています。

大阪府内の未契約世帯に対しては、平成27年1月15日、どうしてもご理解いただけない6世帯に対して民事訴訟を提起し、このうち1世帯について、本日（6月26日）、堺簡易裁判所で判決があり、契約の締結を申し込んでから相当程度の期間が経過すれば契約は成立するというNHKの主張が認められました。（残る5世帯のうち2世帯は契約と支払いに応じていただいたため裁判を取り下げ、1世帯は相手方の反論がないままNHKの請求どおりに認められた判決（調書判決）が確定、2世帯は係争中）。未契約世帯に対する民事訴訟で、裁判所による実質的な法的判断が出たのは、大阪府内では本判決が初めてです。

また、大阪府内の未契約事業所については、これまでに1事業所を提訴し、現在係争中です。

（全国の未契約訴訟（世帯）の対応状況について）

これまでに東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、北海道の各都道府県で訴訟を提起し、5月末日現在、NHKの主張を認める判決が20件確定しています。

【本日の判決を受けたNHKのコメント】

放送法の定めに沿った適切な判決だと受け止めています。今後とも、受信料を公平に負担していただくための取り組みをすすめてまいります。